

# 第36回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 12番, 14番)

開催期日 平成26年6月27日

第36回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 平成26年6月27日(金) 午後3時00分  
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 田村繁則

書記

栗山町農業委員会事務局 上野政則

本日の出席委員

1番 吉田寿栄  
2番 笹谷賢治  
3番 藤柳一哉  
4番 淵野巖  
5番 日置正敏  
6番 木内浩一  
7番 井内弘  
8番 小川信一  
9番 青山悟

10番 正井文雄  
11番 蔵田信幸  
12番 篠田勝  
13番 清水哲雄  
14番 川合孝俊  
16番 高山清明  
17番 田村繁則

本日の欠席委員

15番 桂一照

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 松本 俊哉  
" 事務局 参与 上野 政則  
" 事務局 員 西村 敬美

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 90号	農地法第18条第6項の規定による通知について
5	議案第135号	農地法第4条の規定による許可申請について
6	議案第136号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第137号	土地の現況証明願いについて
8	議案第138号	農用地利用集積計画(案)について
9	議案第139号	農業経営基盤強化促進基本構想の見直し(案)について
10	議案第140号	栗山町農業委員会事務局規程の一部改正について
11	議案第141号	農業委員会事務局職員の任免について
12		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第35回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日の出席委員は15名です。13番清水委員が公務のため、遅刻、15番桂委員は公務のため、欠席でございます。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により定足数に達しており、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いします。

(会長)

みなさんご苦労さまです。農作業で大変お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。それでは、総会を始めたいと思います。

(議長)

日程1番 会議録署名委員についてですが、12番篠田委員、14番川合委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

日程2番 会期の決定でございますが本日1日でもよろしいでしょうか。(ハイの声)  
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3番 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。6月12日、北部地区農地流動化推進委員会が開催され、渕野委員長他6名が出席しております。13日には南部地区農地流動化推進委員会が開催され、笹谷委員長他4名が出席しております。16日には中部地区農地流動化推進委員会が開催され、川合委員長他3名が出席しております。17日から19日にかけて第4回栗山町議会定例会が開催され、田村会長が出席しております。20日ですが現地調査を日置委員他2名で実施しました。25日にはくりやま農業未来塾第7期生開塾式が開催され、田村会長が出席しました。  
以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、19日の議会最終日に藤本議員より農業振興にかかる意見書が提出され、「農業委員会制度の見直しなどについて、公正な調整機能を有する内容とする」という内容で意見書が採択されました。

では、日程第4 報告第90号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明を求めます。

(事務局)

報告第90号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告します。3件の通知でございます。

番号1 所在 字〇〇〇59番地177 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積 859 m<sup>2</sup>外157番地1、公簿、現況ともに田 18,092 m<sup>2</sup>、合計 18,951 m<sup>2</sup>でございます。利用状況 普通畑及び水田として利用 契約内容 使用貸借 契約年月日 平成23年3月31日 契約期間 平成23年3月31日から平成27年11月30日 解約通知日 平成26年6月13日 通知者 貸主 栗山町字〇〇〇59番地 〇〇〇 借主 栗山町字〇〇〇313番地 〇〇〇〇 以上です。

番号2 所在 字〇〇〇60番地6 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積 21,493 m<sup>2</sup>外60番地34、公簿、現況ともに畑 1,042 m<sup>2</sup>でございます。利用状況 普通畑及び水田として利用 契約内容 使用貸借 契約年月日 平成23年4月28日 契約期間 平成23年4月28日から平成27年11月30日 解約通知日 平成26年6月13日 通知者 貸主 栗山町字〇〇〇59番地 〇〇〇 借主 栗山町字〇〇〇95番地

〇〇〇〇 以上です。

番号3 所在 字〇〇〇170番地1他7筆 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積55,964㎡及び170番地2他3筆、公簿、現況ともに田20,652㎡、合計76,616㎡でございます。利用状況 普通畑及び水田として利用 契約内容 使用貸借 契約年月日 平成22年3月30日 契約期間 平成22年3月30日から平成32年11月30日 解約通知日 平成26年6月20日 通知者 貸主 栗山町字〇〇〇174番地 〇〇〇 借主 栗山町字〇〇〇258番地 〇〇〇〇 以上です。

番号1, 2, 3とも後程の議案で説明いたしますが農用地利用集積計画による解約でございます。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ報告でございますので次に進みます。

日程5 議案第135号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第135号 農地法第4条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に諮問するにあたり、許可の可否について意見を諮う。2件の申請でございます。

番号1 所在 栗山町字〇〇245番地7 地目につきましては公簿、現況ともに畑面積308㎡の1筆でございます。所有者、転用者氏名につきましては、栗山町字〇〇244番地 〇〇〇〇 転用目的としまして自己住宅の建設で115.92㎡でございます。参考資料として申請地の位置図、配置図、住宅の立面、平面図を添付しておりますので参考としていただきたいと思います。

番号2 所在 栗山町字〇〇87番地1 地目につきましては公簿、現況ともに畑 面積7,471㎡の1筆でございます。所有者、転用者氏名につきましては、栗山町字〇〇329番地 〇〇〇〇 転用目的としましてグイマツ1,500本の植林でございます。参考資料として申請地の地番図を添付しておりますので参考としていただきたいと思います。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(議長)

はい。事務局から提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、現地調査を行っておりますので補足説明をお願いします。

(9番 青山)

平成26年5月29日 第35回農業委員会後申請書の提出のあった農地法第4条の申請に基づき、6月20日に日置委員、蔵田委員、松本事務局長、上野参与、西村主査同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。番号1の申請地は、栗山町役場の南々東側約3.9kmに位置した農用区域にある第2種農地であり、この度申請者より自己住宅を建築する旨の許可申請があったものであり、周りに被害を与えることもないので転用することに支障はないものと認める。

番号2については栗山町役場継立出張所の南々東側約5.1kmに位置した農用区域にある第2種農地であり、周りも山林に囲まれ、生産性の低い農地であり、この度申請者より植林する旨の許可申請があったものであり、周りに被害を与えることもないので事情止むをえないものとして、転用することに支障はないものと認める。

以上、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。只今、現地調査班長より報告がありました。

質疑を行います。

この件につきまして何か質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって議案第135号は原案どおり決定といたします。

日程6 議案第136号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第136号 農地法第5条の規定による許可申請について、下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に諮問するにあたり許可の可否について意見を諮う。今回は2件の申請でございます。

番号1 所在 字〇〇83番地3 地目につきましては公簿、現況ともに畑 面積 421㎡ 貸主 栗山町字〇〇107番地 〇〇〇 借主 栗山町〇〇番地〇号  
転用目的 住宅の建築 内容は、住宅1戸 77.84㎡となっております。参考資料として位置図、測量図、配置図、建物の平面図、立面図等を添付しておりますので、参考としてください。

番号2 所在 字〇〇58番地9 地目につきましては公簿、現況ともに田 面積 415

㎡及び畑 面積 301 ㎡ 合計面積 716 ㎡ 売主 栗山町字〇〇58番地6 〇〇〇  
買主 〇〇市〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇

転用目的 共同住宅の建築 転用期間 許可指令日から平成26年11月30日 敷地の  
利用内容は、共同住宅8戸 221.63 ㎡、駐車場 378.92 ㎡ 物置8戸分 5.52 ㎡となっております。参考資料として位置図、測量図、配置図、建物の平面図、立面図等を添付しておりますので、参考としてください。

(議長)

はい。この件につきましては、現地調査を行っておりますので班長より報告をお願いします。

(9番 青山)

4条転用の現地調査同日、2件の5条転用申請の現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

1番につきましては、申請地は、栗山町役場の北西側約1.2kmに位置した用途区域内の第3種農地である。この度申請者より共同住宅を建築する旨の許可申請があったものであり、付近は既に宅地化が進んでおり、周りに被害を与えることもないので転用する事に支障はないものと認める。

2番については、申請地は、栗山町役場の南東側約1.1kmに位置した農用地区域内にある第3種農地であり、この度申請者より、共同住宅を建築したいと申請があったものであり周りに被害を与えることもないので、転用することに支障はないものと認める。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議長)

はい。只今、事務局、現地調査班より報告がありました。

質疑を行います。

この件につきまして、何か質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって議案第136号は原案どおり決定といたします。

日程7 議案第137号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第137号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄

記載のとおり願出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は1件の願出です。

番号1 所在 ○○52番地2 公簿地目 畑 現況地目 田 面積 8,072 m<sup>2</sup>利用状況 田として利用 ○○136番地5 公簿地目 田 現況地目 畑 面積 2,683 m<sup>2</sup>利用状況 畑として利用 所有者、願出人氏名 ○○52番地76 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

(議長)

この件につきましては、現地調査を行っておりますので、班長より結果の報告をお願いします。

(9番 青山)

先ほどの転用の現地調査同日に、現況証明願いに基づき現地を確認した結果、願出どおりの地目であることを確認してきております。

ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長)

はい。只今、事務局、現地調査班長より説明、報告がございました。

質疑を行います。

この件につきまして、何か質疑ございませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって議案第137号は原案どおり決定といたします。

日程8 議案第138号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第138号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借1件、使用貸借2件の計3件です。

整理番号26貸8-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○64番地 ○○○○○○ 利用権を設定する者 ○○町字○○2039番地 ○○○○ 申出年月日 平成26年6月4日 利用権を設定する土地 所在 字○○921番地1 現況地目 畑 面積 950.05 m<sup>2</sup>の1筆他畑1筆、合計 畑 4,628.05 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内



容につきましては、種類 賃貸借 期間、平成26年6月30日から平成28年11月30日の2年5カ月 借賃につきましては、10aあたり畑〇〇, 〇〇〇円 面積乗じまして年間〇〇, 〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。

続きまして整理番号26使9-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 申出年月日平成26年6月20日 利用権を設定する土地 所在 〇〇170番地1 現況地目 畑面積29,741㎡他の11筆で田 4筆、20,652㎡、畑 8筆、40,596㎡、合計12筆、61,248㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 平成26年5月30日から平成26年11月30日までの5カ月でございます。

整理番号26賃10-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成26年6月13日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇59番地177 現況地目 畑面積859㎡外3筆。田2筆39,585㎡ 畑2筆1,902㎡ 計4筆41,486㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類、使用貸借、期間 平成26年6月30日から平成36年11月 30日までの10年5カ月でございます。

以上です。

(議長)

はい。賃貸借の新規1件、使用貸借の新規2件の説明がありましたが、この件について質疑ありませんか。

(16番 高山委員)

26使用貸借9-1ですが解約面積と設定面積が合わないのは何故でしょう？

(事務局)

次回の総会で残りの面積について牛舎建設の転用申請をする予定となっております。

(議長)

他にございませんか？なければ採決に移ってよろしいでしょうか？(なしの声)

では、採決します。

議案第138号の原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって議案第138号は原案どおり決定といたします。

日程9 議案第139号「農業経営基盤強化促進基本構想の見直し(案)」について説明をお願いします。

(産業振興課主査)

議案第139号 農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについては、別紙のとおりとなっていますが、農業委員会の意見を求めたいのでよろしくをお願いします。

(議長)

はい。只今、産業振興課主査より説明がありましたがご意見はございませんか？

(11番 蔵田)

認定農業者の要件で所得制限があるのですか？

(産業振興課主査)

今までどおりですので、一定の所得制限はあります。

(議長)

他にございませんか？なければ採決します。

議案第139号について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって議案第139号は原案どおり決定といたします。

日程10 議案第140号「栗山町農業委員会事務局規程の一部改正」について説明をお願いします。

(事務局)

栗山町農業委員会事務局規程を次のように改正するものです。

(議長)

質疑、ご意見はございませんか？(なしの声あり)

それでは、採決に移ります。本案に承認の委員の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって議案第140号は原案どおり承認することといたします。

日程11 議案第141号「農業委員会事務局職員の任免」について

(議長)

それでは、私から議案第141号農業委員会事務局職員の任免について承認を求めます。

承認される方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって議案第141号農業委員会事務局職員の任免については原案どおり承認されました。

本日の議案につきましては、これで終わりでございますけれども続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は7月22日の月曜日 午後2時00分から、現地調査につきましては7月15日の火曜日 午前9時30分から第3班 笹谷委員、井内委員、清水委員にお願いいたします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後4時10分終了)